

## 由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画 策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この実施要領は、由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（以下「計画」という。）策定にあたり、国が示す基本指針や令和4年度由布市在宅介護実態調査、由布市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等に基づく高齢者保健福祉・介護保険事業に係る助言のほか、計画期間の事業量推計に基づく介護保険第1号被保険者の保険料基準額の算定等に係る専門的・技術的な支援を得るため、プロポーザル方式により、最も適した契約の相手方となる候補者を選定するための必要な事項を定める。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務名

由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定支援業務

#### (2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日(金)まで

#### (3) 業務内容

別紙「業務委託仕様書(案)」に示すとおり

なお、「仕様書(案)」は、この業務の事業候補者選定を行うためのものであり、実際の仕様書の作成にあたっては、事業候補者から提出された企画提案を基に双方協議のうえ、一部変更するものとする。

#### (4) 委託限度額

本委託の上限は、3,949,000円(税込)とし、これを超える提案は、失格と見なす。

### 3. 参加資格

本プロポーザルに参加申込できる者は、参加表明書の提出時点で以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 由布市の競争入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) このプロポーザル実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、由布市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去に自治体の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務の受託実績が有ること。

#### 4. 実施スケジュール

内 容	期 日
実施要領・業務仕様書等の配布（ホームページ掲載）及び参加表明書等の申込受付	令和5年5月8日(月) ～令和5年5月22日(月)
実施要領・業務仕様書の質問受付	令和5年5月8日(月) ～令和5年5月18日(木)
実施要領・業務仕様書（案）の質問回答	令和5年5月22日(月)まで随時
参加資格審査結果の通知	令和5年5月25日(木)
提案書の提出期限	令和5年6月6日(火)
事業者選定会（プレゼンテーション）の開催	令和5年6月14日(水) 予定
受託者特定の通知	令和5年6月15日(木) 発送予定

#### 5. 選定委員会の設置

委託業務事業者を選定するため、当市職員等で構成する由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### 6. プロポーザルへの参加申込

##### (1) 提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②参加資格確認書（様式第2号）
- ③業務実績表（様式第3号）

##### (2) 提出期限等

提出期限：令和5年5月22日(月) 17時必着

提出場所：由布市役所高齢者支援課（13. 問い合わせ先）まで

提出方法：持参又は郵送（簡易書留に限る）による。

提出部数：1部

添付資料：他自治体への業務実績調書（様式任意）

##### (3) 参加資格審査並びに通知及び参加の辞退

- ① 参加資格の審査については、参加表明書、参加資格確認書並びに添付書類を審査し、参加資格の有無を令和5年5月25日(木)までに電子メールで通知する。
- ② 参加を辞退する場合は、令和5年6月5日(月)を期限とし、その旨を文書に記載（様式自由）して、由布市高齢者支援課（13. 問い合わせ先）に持参、郵送（書留）または、Eメールにより提出すること。

#### 7. 質問の受付及び回答

##### (1) 質問書の提出

プロポーザルの実施及び契約に関する質問がある場合は、「質問書」（様式第4号）に記載し、由布市高齢者支援課（13. 問い合わせ先）に持参、郵送（書留）、Eメール又はファクスで提出すること。電話による問い合わせには対応しない。

①質問受付期間

令和5年5月8日(月)から令和5年5月18日(木)17時まで

(ただし、土日、祝日等の休日は受理しない)

(2) 質問内容

質問は本実施要領、仕様書(案)及び企画提案書に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案者が提案すべき内容に関する質問は受け付けない。また、質問の内容によって、本プロポーザルによる候補者選定に公平性を保てない場合、回答しないことがある。

(3) 質問の回答

回答はEメールかファクスにより行うものとし、令和5年5月22日(月)まで質問内容とともに全提案者に対して送信を行う。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 提案書

任意書式、A4版縦長用紙を用いて横書両面で作成し、補足資料等がA3版用紙の場合は、A4版に折り込むこと。

「由布市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書(案)」に記載する内容を全て記述していること。なお、記載していない事項についても、当然備えるべき事項については、業務委託仕様に含まれるものとして作成すること。

② 見積書(任意様式)

見積書は、仕様書(案)に従い、必要な経費を、消費税額を明記の上作成すること。ただし、2.(4)で示した委託限度額3,949,000円(税込)を超えないこと。

(2) 提出部数

提案書及び見積書の提出部数は、正本1部、副本7部とし、正本は社印及び代表者印を押し、副本には「副本」と明記すること

(3) 提出方法等

① 提出期限：令和5年6月6日(火) 17時(必着)

② 提出先：由布市高齢者支援課(13. 問い合わせ先)まで

③ 提出方法：提出期限内に持参(土曜日・日曜日・祝日を除く8時30分から17時まで)又は郵送(必着)とする。なお、郵送の場合は、到着の有無について提出先へ確認すること。

(4) 留意事項

① 提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもっても受理しない。

② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合であっても補充することはできない。

③ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、企画提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。

- ④ 提出書類一式については返却しない。

## 9. 事業者選定会（プレゼンテーション）の実施

### （１）参加要請

事業者選定会への参加を要請する事業者には、令和5年5月25日(木)までに、電子メールにより参加要請を行う。

### （２）プレゼンテーション

- ① 期 日：令和5年6月14日（水）予定
- ② 内 容：プレゼンテーションの時間は、1事業者につき35分（企画提案内容についての説明25分、質疑応答を10分とする）
- ③ その他：順番は、本市による抽選のうえ決定する。会場にプロジェクターとスクリーンを準備するが、パソコン等その他必要な機材は、全て提案者が用意すること。出席者は3名以内とする。

## 10. 審査方法等

### （１）審査基準

※選考委員1名あたりの配点

審査項目	審査内容	配点
基本的事項 (10点)	高齢者保健福祉、介護保険事業に関する明確な考え方を 感じられるか。	5
	高齢者保健福祉、介護保険関係の社会的背景を把握でき ているか。基礎的な知識があるか。	5
実施体制 (10点)	業務遂行に十分な体制（営業職以外の専属スタッフの配 置等）を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可 能であるか。	5
	業務の担当予定者が、当該業務に関する十分な知識を有 し、他自治体での同計画の業務実績があるか。良好な実 績をあげているか。	5
企画提案書の評価 (55点)	企画全般の着眼点、発想、考え方はどうか。	10
	本市の特性・課題等を的確に把握できる手法が的確であ るか。	10
	計画策定にあたり、論点になると見込まれる事項を適切 に捉えているか。	10
	法令や国・県・他自治体の動向を踏まえた提案がされて いるか。	10
	計画策定にあたり考慮すべき情報や資料を提供する等の 支援が示されているか。	10
	高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定 するための、施策体系及び計画構成は具体的に提案され ているか。	5
作業内容 (20点)	策定業務全般について、作業内容が具体的かつ効果的 か。	10

	作業工程のイメージは具体的か。役割分担やスケジュールは現実的か。	10
価格評価 (5点)	見積内容に妥当性はあるか。また、費用節減の努力はなされているか。	5
合 計		100

## (2) 採点方法

- ① 選定委員会が、企画提案書、プレゼンテーションにおいて、審査基準により審査し、提案内容により選定委員ごとに採点をする。
- ② ①の結果、最高得点を得た事業者を契約候補者に特定し、次点1社を選定する。
- ③ ②の結果において、2以上の事業者があった場合は、審査基準の「企画提案書の評価」の合計得点が高い候補者に特定する。
- ④ ③の結果、得点が同点の場合には、くじ引きとする。
- ⑤ 総合点数の満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。また、提案事業者が1事業者であっても最低基準点を超えたときは契約候補者として選定する。
- ⑥ プレゼンテーションに参加することができない、もしくは途中退席などにより評価採点を完全に行うことができない委員があった場合には、その委員の評価採点を無効とする。

## 11. 審査結果及び契約

### (1) 審査結果の通知

全ての提案者に対して、令和5年6月15日(木)発送予定で審査結果を通知するものとする。

### (2) 契約の締結

審査結果に基づき、特定した受託事業者と企画・内容等の仕様について調整のうえ、契約を締結する。特定した事業者が、企画提案書の提出期限後に参加資格要件に該当しなくなった場合や事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合には、審査結果が次点の提案者と契約を締結することができる。

## 12. 留意事項

- (1) 提案に関する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは優れた事業候補者を選定するものであり、業務の詳細については事業候補者選定後、双方協議のうえ、仕様書を定めるものとする。
- (3) 提出書類は、情報公開請求により公開することがある。但し、提案者の正当な利益が害される恐れがあると本市が認めた箇所については、公開しない。

## 13. 問い合わせ先

由布市福祉事務所 高齢者支援課 長田 瑞穂  
〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地

電話：097-529-7349（直通） F a x：097-582-1343  
E-mail：nagata\_mizuho@city.yufu.lg.jp